

報道機関 各位

平成30年6月20日（水）発信
人事課

職員の処分について

平成30年6月20日付けで、本市職員に対する処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分内容等

庁内情報システムへの不正アクセスを行った職員に対する処分について	
処分の程度	懲戒処分として停職1月 (平成30年6月21日～平成30年7月20日)
処分日	平成30年6月20日
処分権者	龍ヶ崎市長
被処分者	危機管理課の20代の職員
処分に至った事案の概要	<p>被処分者である職員は、勤務時間内及び勤務時間外に、庁内イントラネットシステムへの不正アクセスを行い、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則で閲覧が禁止されている人事関連情報などを含む他課の電子データを閲覧、保存していたことが判明しました。</p> <p>これは、庁内イントラネットシステム内において、フォルダの所在を示す記号番号を直接入力するという不正操作により行われたもので、ある一定以上の知識をもって、かつ故意にアクセスに至ったものです。</p> <p>庁内システムの閲覧状態に異変を感じた情報管理課の職員が確認を行ったところ、発覚したものです。</p> <p>調査の結果、平成29年12月18日から平成30年5月30日までの約5か月半の間、他課の電子データに不正なアクセスを行っており、自身が利用する職場の業務用パソコン及び自宅パソコンにコピーした電子データを保存していました。</p> <p>不正取得された電子データについて、システム保守業者と共同で調査を行いました。外部への漏洩は確認されませんでした。</p> <p>なお、これらの情報の中には、基幹系システムで管理している住民情報や税情報などは含まれておりませんでした。</p>
備考	管理監督責任として、上司である危機管理監、危機管理課長及び課長補佐（危機管理政策グループリーダー）を訓告としました。

2. 市長のコメント

今回の職員の不祥事につきましては、全体の奉仕者として法を守るべき公務員が犯した公務中における行為であり、厳しく処分をいたしました。市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後は、具体事案及び対策を盛り込んだ情報セキュリティ研修を実施するとともに、情報セキュリティ監査において端末操作記録の定期的な確認を行うなどして、全庁的な情報セキュリティ事故の未然防止に努めるよう指示いたしました。本市の信頼を回復できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

龍ヶ崎市長 中山 一生

◎本件に関する問い合わせ先 TEL：0297-64-1111

【懲戒処分に関すること】

龍ヶ崎市総務部人事課 川崎、藤平（かわさき、ふじひら）（内線341）

【情報システムに関すること】

龍ヶ崎市総務部情報管理課 海老原、栗山（えびはら、くりやま）（内線381）